

愛知県立武豊高等学校長 殿

## 感染症による出席停止について

1 学年・組・番・氏名      年      組      番      氏名 \_\_\_\_\_

2 出席停止期間      令和      年      月      日 (      )      ~      月      日 (      ) \_\_\_\_\_

3 理由 (感染症名)      \_\_\_\_\_

上記の通り報告いたします。

令和      年      月      日

保護者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

\*出席停止期間は土日祝も含めて記入をしてください。

\*受診したことがわかる書類 (領収書、薬の説明書、薬の袋等) のコピーを提出してください。

\*ボールペンで記入をしてください。

担任→養護教諭 (保健室) に提出してください。

【参考】出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）	治癒するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜熱、急性出血性結膜炎及びその他の感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで